

議案第 67 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 30 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の算定方法等を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3 38の2の部(1)の項金額(円)の欄中「, ア(イ)a又はア(ウ)」を「又はア(イ)」に改め、「を, 当該建築物における認定の申請に係る戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは, これを切り捨てた額)」を削り, 同欄ア(ア)中「市長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」に改め, 同欄ア(ア)a中「7, 200円」を「7, 100円」に改め, 同欄ア(ア)c中「23, 000円」を「22, 000円」に改め, 同欄ア(ア)e中「61, 000円」を「57, 000円」に改め, 同欄ア(ア)f中「104, 000円」を「94, 000円」に改め, 同欄ア(ア)g中「172, 000円」を「161, 000円」に改め, 同欄ア(ア)h中「216, 000円」を「190, 000円」に改め, 同欄ア(ア)i中「234, 000円」を「203, 000円」に改め, 同欄ア(イ)を削り, 同欄ア(ウ)中「及び(イ)」を削り, 同欄ア(ウ)a中「47, 000円」を「52, 000円」に改め, 同欄ア(ウ)b中「109, 000円」を「122, 000円」に改め, 同欄ア(ウ)c中「175, 000円」を「196, 000円」に改め, 同欄ア(ウ)d中「345, 000円」を「386, 000円」に改め, 同欄ア(ウ)e中「617, 000円」を「691, 000円」に改め, 同欄ア(ウ)f中

「1, 062, 000円」を「1, 188, 000円」に改め、同欄ア(ウ)g中「1, 964, 000円」を「2, 198, 000円」に改め、同欄ア(ウ)h中「2, 809, 000円」を「3, 140, 000円」に改め、同欄ア(ウ)i中「3, 443, 000円」を「3, 847, 000円」に改め、同欄中ア(ウ)をア(イ)とし、同欄イ(ア)e中「88, 000円」を「85, 000円」に改め、同欄イ(ア)f中「151, 000円」を「140, 000円」に改め、同欄イ(ア)g中「250, 000円」を「242, 000円」に改め、同欄イ(ア)h中「311, 000円」を「284, 000円」に改め、同欄イ(ア)i中「336, 000円」を「304, 000円」に改め、同欄イ(イ)a中「68, 000円」を「78, 000円」に改め、同欄イ(イ)b中「160, 000円」を「183, 000円」に改め、同欄イ(イ)c中「255, 000円」を「293, 000円」に改め、同欄イ(イ)d中「504, 000円」を「579, 000円」に改め、同欄イ(イ)e中「903, 000円」を「1, 037, 000円」に改め、同欄イ(イ)f中「1, 552, 000円」を「1, 782, 000円」に改め、同欄イ(イ)g中「2, 872, 000円」を「3, 296, 000円」に改め、同欄イ(イ)h中「4, 106, 000円」を「4, 710, 000円」に改め、同欄イ(イ)i中「5, 032, 000円」を「5, 770, 000円」に改め、同部(2)の項金額(円)の欄中「, ア(イ)aからiまで又はア(ウ)」を「又はア(イ)」に、「, ア(イ)a又はア(ウ)」を「又はア(イ)」に改め、「を変更の認定の申請に係る戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を削り、同部(3)の項手数料を徴収する事項の欄中「場合」を「場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合」に改め、同項金額(円)の欄及び同部(4)の項金額(円)の欄中「2, 100」を「2, 300」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。